

6 / 13 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 6月13日(木) 15時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 水痘注意報の発令について(速報値) | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○ 北海道では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症発生動向調査を実施しています。</p> <p>○ 令和6年(2024年)第23週(令和6年6月3日～6月9日)において、室蘭保健所管内の定点あたりの水痘患者数が、注意報基準である1人以上となったことから、まん延予防のため注意報を発令します。</p> | | |
| 参考 | 資料 水痘注意報の発令について(速報値) | | |

| | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|-------|---------|
| 報道(取材) に当たって のお願い | この発表についてのお問い合わせは、本日17時30分までをお願いします。 | | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付 同時レク | :(場所) | 道政記者クラブ |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 担当 (連絡先) | 北海道胆振振興局保健環境部保健行政室 健康推進課長 成澤 弘美 (TEL: 0143-24-9528) | | |
|-------------|---|--|--|

水痘注意報の発令について（速報値）

令和6年6月13日（木）15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室（北海道室蘭保健所）
電話：0143-24-9528

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第23週（令和6年6月3日～6月9日）において、室蘭保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防ぐと考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などと合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

| | 第19週 (5/6～5/12) | 第20週 (5/13～5/19) | 第21週 (5/20～5/26) | 第22週 (5/27～6/2) | 第23週 (6/3～6/9) |
|-------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 室蘭保健所 | 1 (0.20) | 0 (0.00) | 1 (0.20) | 1 (0.20) | 7 (1.40)※ |
| 全道 | 27 (0.20) | 20 (0.15) | 20 (0.15) | 29 (0.21) | 46 (0.34)※ |
| 全国 | 722 (0.23) | 506 (0.16) | 684 (0.22) | 694 (0.22) | 集計中 |

※第23週の患者報告数は速報値。

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、室蘭保健所管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<水痘の注意報・警報レベル>

| | 注意報レベル | 警報レベル | |
|--------------|--------|-------|-------|
| | 基準値 | 開始基準時 | 終息基準値 |
| 定点あたりの患者数（人） | 1 | 2 | 1 |